

第 34 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 5 月 12 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 収入 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。）第 1 条第 3 号に規定する収入（特別市営住宅に係るものにあつては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第</p>	<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 収入 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。）第 1 条第 3 号に規定する収入（特別市営住宅に係るものにあつては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第</p>

16号) 第1条第4号に規定する所得)をいう。

(10) [略]

(利用料金)

第68条 指定管理者に駐車場の利用に係る料金 (第71条第6項の規定に基づき指定管理者に指定管理者の収入として收受させるものを除く。以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2～8 [略]

9 第31条の規定は、利用料金に係る支払の督促及び延滞金の支払の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「市営住宅の家賃」とあるのは「第68条第1項に規定する利用料金」と、「前条第2項」とあるのは「第68条第7項」と、「納期限」とあるのは「支払期限」と、「納付しない者」とあるのは「支払わない者」と、「市長」とあるのは「第63条に規定する指定管理者」と、同条第2項中「市営住宅の入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「納付すべき金額」とあるのは「支払うべき金額」と、「納付しないとき」とあるのは

16号) 第1条第3号に規定する所得)をいう。

(10) [略]

(利用料金)

第68条 指定管理者に駐車場の利用に係る料金 (第71条第8項の規定に基づき指定管理者に指定管理者の収入として收受させるものを除く。以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2～8 [略]

9 第31条の規定は、利用料金に係る支払の督促及び延滞金の支払の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「市営住宅の家賃」とあるのは「第68条第1項に規定する利用料金」と、「前条第2項」とあるのは「同条第7項」と、「納期限」とあるのは「支払期限」と、「納付しない者」とあるのは「支払わない者」と、「市長」とあるのは「第63条に規定する指定管理者」と、同条第2項中「市営住宅の入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「納付すべき金額」とあるのは「支払うべき金額」と、「納付しないとき」とあるのは「支払わな

「支払わないとき」と、「前条第2項」とあるのは「第68条第7項」と、「納期限」とあるのは「支払期限」と、「納付の日」とあるのは「支払の日」と、「納付しなければならない」とあるのは「支払わなければならない」と、同条第4項第2号中「前条第2項」とあるのは「第68条第7項」と、同条第6項中「市営住宅の家賃」とあるのは「第68条第1項に規定する利用料金」とする。

別表第1（第4条関係）

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営新桜の宮住宅	神戸市北区甲栄台2丁目、甲栄台3丁目及び甲栄台4丁目
[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたも

いとき」と、「前条第2項」とあるのは「第68条第7項」と、「納期限」とあるのは「支払期限」と、「納付の日」とあるのは「支払の日」と、「納付しなければならない」とあるのは「支払わなければならない」と、同条第4項第2号中「前条第2項」とあるのは「第68条第7項」とする。

別表第1（第4条関係）

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営新桜の宮住宅	神戸市北区甲栄台4丁目
[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたも

の			の		
公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置	公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市営新桜の宮住宅	神戸市営住宅新桜の宮住居駐車場	神戸市北区甲栄台2丁目、甲栄台	神戸市営新桜の宮住宅	神戸市営住宅新桜の宮住居駐車場	神戸市北区甲栄台4丁目
		3丁目及び			
		甲栄台4丁目			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
イ [略] (2)～(4) [略]			イ [略] (2)～(4) [略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第5の改正規定は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第1第1号ア及び別表第5第1号アの表の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

市営住宅を設置する等に当たり、条例を改正する必要があるため。